

「東くるめわくわく元気plus」が新しくなりました

「お得意に楽しく！いつの間にか健康に！」市内産業と連携して市民の健康づくりを応援する取り組みです。

「東くるめわくわく元気plus」を「東くるめわくわく元気plus+」と改題し、お得意に、気軽に行きつけかけづくりの取り組みです。開始してから1年が経ち、4月から皆さんの声を基にリニューアルしました。すでに取り組んでいる方、知らなかった方、気になっている方、この機会にぜひ取り組んでみませんか。

「東くるめわくわく元気plus+」とは、「東くるめわくわく元気シート」(以下「シート」)を入手し、3週間の簡単な日々の取り組みで28ポイント以上

「東くるめわくわく元気plus+」は、健康課(わくわく健康プラザ)内、市役所1階屋内ひろば、介護福祉課・保険年金課(いずれも市役所1階、生活文化課(同2階)、産業政策課・生涯学習課(いずれも同6階)、市公共施設に設置するほか、市ホームページからも取得できます。

「東くるめわくわく元気plus+」の発行場所は、4月から新しくなるシートを目指しましょう。ボーナスポイントは、カードを利用できる利用店に行くだけでもたまりません。



～利用者の声～ やって良かったの声が届いています！



新しく変わった内容

- ※カード有効期限が、3カ月から6カ月に。
- ※対象年齢が18歳以上から16歳以上に。
- ※ポイントのため方が変わりました。
- ※シートは記述方式から選択方式になり記入が減りました。
- ※新規カード利用店が22店舗増えました。

新しい「東くるめわくわく元気plus+」参加の流れ



3月まで使用していたシート(以下「旧シート」)のカード申請書の受理は、4月末で終了します。旧シートで取り組んで、まだ申請していない方は、申請をお急ぎください。なお、5月以降は、新しいシートで申請してください。

詳しくは健康課保健サービス係 ☎477・0022へ。

市税などの納め忘れはありませんか

29年度の市税など(市民税・都民税、固定資産税・都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、後期高齢者医療保険料)の納期限が過ぎました。

納期限までに市税などを完納していないと、延滞金が増え、差し押さえられる場合もありますので、ご注意ください。

納付にお困りのときは、病氣・事故・災害など、やむを得ない事情で納付が困難な場合には、できるだけ早めに納税課(市役所2階)にご相談ください。

◎キャッシュカードで口座振替の申し込みが簡単に

銀行などのキャッシュカードを使って(金融機関への届



東久留米市第二次緑の基本計画の中間見直し・生物多様性戦略の策定を行いました

市では、25年4月に「東久留米市第二次緑の基本計画」を策定し、計画の基本理念「水と緑と人のネットワークづくりをめざして」の下、取り組みを進めてきました。

10年間の計画期間の中間年を迎えるに当たって、環境審議会や検討部会での検討・審査を受け、東久留米市第二次緑の基本計画(中間見直し)

固定資産税・都市計画税についてのお知らせ

固定資産の評価替えが行われます

30年度は3年に1度の、固定資産の評価替え(評価額を算出する)が行われます。

①土地の評価替えについて

27年度～29年度の土地の価格は、26年1月1日が価格調査基準日でした。

30年度は、評価替え年度のため、29年1月1日を価格調査基準日として地価調査を行います。

②家屋の評価替えについて

これは、固定資産税・都市計画税の納税者に対して、所有する土地・家屋と他の土地・家屋との価格を比較することにより、所有する固定資産の



評価が適正であるかどうかを確認できるようにすることを目的としています。

【土地価格等縦覧簿の記載事項】①所在地番②地目③地積④価格

【家屋価格等縦覧簿の記載事項】①所在地番②家屋番号③種類④構造⑤建築年⑥床面積⑦価格

【縦覧期間】土曜・日曜日、祝日を除く4月2日(月)～5月31日(木)の午前8時半～午後5時

【縦覧場所】課税課(市役所2階)

【縦覧対象者】①固定資産税の納税者(30年1月1日現在、市内に土地・家屋を所有し、

4月6日(金)～15日(日) 春の全国交通安全運動を実施します

4月6日(金)～15日(日)の10日間、春の全国交通安全運動が「世界一の交通安全都市TOKYO」を目指して実施されます。

今年①子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止②自転車の安全利用の推進③すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底④飲酒運転の根絶⑤二輪車の交通事故防止の5点を重点に運動を推進します。

市内でも期間中は、東久留米市交通安全協会を中心に交通安全指導を行います。

【自転車安全利用五則】

次の通り「自転車安全利用五則」を守りましょう。

①自転車は、車道が原則歩道は例外

②車道は左側を走行

③歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行

④安全ルールを守る

飲酒運転・2人乗り・並進の禁止

夜間はライトを点灯

交差点で信号順守と一時停止・安全確認

⑤子どもはヘルメットを着用

この他にも、傘差し運転・運転中の携帯電話の使用・ヘッドホンの着用などの禁止行為は絶対行わないようにしましょう。

4月10日は「交通事故死ゼロを目指す日」です

記録の残る昭和43年以降、国内で交通事故による犠牲者

平成30年 春の全国交通安全運動

平成30年4月6日(金)～4月15日(日)

～世界一の交通安全都市TOKYOを目指して～

クルマの人とコンタクト

【会場】生涯学習センター 集会室1・2

※今回から会場を変更します。

【内容】田無警察署員による講話、DVD放映

【その他】運転者講習カードをお持ちの方は持参してください。参加者には交通安全グッズを差し上げます

詳しくは田無警察署 ☎467・0110または市道計画課道路交通計画係 ☎470・7768へ。

【日時】4月12日(木)午後6時半～8時

【開催】

【問い合わせ】

市道計画課道路交通計画係 ☎470・7768へ。